

決起

一、沖繩闘争の新たな狼火をあげよう!!

△五・一五返還以降一年が過ぎ、沖繩はどのようにされてきたか。日本帝国主義による

沖繩の山河を血潮で染め、沖繩人民を「不忠の皇国民」として惨殺した沖繩戦における日本軍の残虐行為に對する決してぬぐい去れない怨讐をこめた「死神日本軍再来阻止」を掲げる沖繩人民の必死の抵抗を無惨に圧殺し強行上陸した日本帝国主義軍隊(自衛隊)の司令官緒方正郎は、(かつての侵略の地)「満州(中国の東北地方)の嚴冬の地に立つたときをまさかと思ひ起す」と、沖繩派兵が日本帝国主義による

沖繩の山河を血潮で染め、沖繩人民を「不忠の皇国民」として惨殺した沖繩戦における日本軍の残虐行為に對する決してぬぐい去れない怨讐をこめた「死神日本軍再来阻止」を掲げる沖繩人民の必死の抵抗を無惨に圧殺し強行上陸した日本帝国主義軍隊(自衛隊)の司令官緒方正郎は、(かつての侵略の地)「満州(中国の東北地方)の嚴冬の地に立つたときをまさかと思ひ起す」と、沖繩派兵が日本帝国主義による

沖繩の山河を血潮で染め、沖繩人民を「不忠の皇国民」として惨殺した沖繩戦における日本軍の残虐行為に對する決してぬぐい去れない怨讐をこめた「死神日本軍再来阻止」を掲げる沖繩人民の必死の抵抗を無惨に圧殺し強行上陸した日本帝国主義軍隊(自衛隊)の司令官緒方正郎は、(かつての侵略の地)「満州(中国の東北地方)の嚴冬の地に立つたときをまさかと思ひ起す」と、沖繩派兵が日本帝国主義による

沖繩の山河を血潮で染め、沖繩人民を「不忠の皇国民」として惨殺した沖繩戦における日本軍の残虐行為に對する決してぬぐい去れない怨讐をこめた「死神日本軍再来阻止」を掲げる沖繩人民の必死の抵抗を無惨に圧殺し強行上陸した日本帝国主義軍隊(自衛隊)の司令官緒方正郎は、(かつての侵略の地)「満州(中国の東北地方)の嚴冬の地に立つたときをまさかと思ひ起す」と、沖繩派兵が日本帝国主義による

沖繩の山河を血潮で染め、沖繩人民を「不忠の皇国民」として惨殺した沖繩戦における日本軍の残虐行為に對する決してぬぐい去れない怨讐をこめた「死神日本軍再来阻止」を掲げる沖繩人民の必死の抵抗を無惨に圧殺し強行上陸した日本帝国主義軍隊(自衛隊)の司令官緒方正郎は、(かつての侵略の地)「満州(中国の東北地方)の嚴冬の地に立つたときをまさかと思ひ起す」と、沖繩派兵が日本帝国主義による

沖繩の山河を血潮で染め、沖繩人民を「不忠の皇国民」として惨殺した沖繩戦における日本軍の残虐行為に對する決してぬぐい去れない怨讐をこめた「死神日本軍再来阻止」を掲げる沖繩人民の必死の抵抗を無惨に圧殺し強行上陸した日本帝国主義軍隊(自衛隊)の司令官緒方正郎は、(かつての侵略の地)「満州(中国の東北地方)の嚴冬の地に立つたときをまさかと思ひ起す」と、沖繩派兵が日本帝国主義による

沖繩処分裁判糾弾を沖繩一日本本土全人民の課題とし、沖繩闘争の展開を切り拓く

「沖繩振興開発の起爆剤」というた「国家的大事業」海洋博を中心とした帝国主義的展開の南方の拠点として沖繩を打ち固めるための経済的基盤の形成は、農民の土地を奪り奪い残された農耕地をも疲弊させ、公害によって漁場を破壊して、農民を耕地から、漁民を漁場から一掃せんとしている。

同時に日本の大資本は沖繩の流通部門を掌握し沖繩の資本を自らの系下にたたきこんで中小零細企業に激動的打撃をあてた倒産を追いこんでいる。

こうした事態の中で土地を奪われ職を奪われた多くの沖繩人民が流民化を強いられ、日本資本の「人買い」によって日本「本土」の工場へ、低賃金労働者として劣悪な労働条件で出稼ぎへと追はたされていく。

明後日進行して成立した天皇制沖繩差別をその手段として利用し、沖繩を辺野敷労働者の供給源として日本資本主義の発達のためにといた差別と収奪の歴史が沖繩返還によって拡大再生産され、沖繩人民の新たな「フナツ地獄」が生みだされようとしている。

琉大国立移管に伴う海洋学、南北総合科学研究所の新設、理工系の再編強化は、明らかに日本資本主義の南方への進出の足がかりとして沖繩の帝国主義的社会再編を進めようとするものである。沖大戻校私大

この八基地、沖繩Vのもとで、配、沖繩人民に対する同化攻撃に對しては、沖繩人民が、くまで闘いを続け、つづけるべきである。沖繩人民の憤りを示すものは、沖繩人民の意志を平然と無視し、去って沖繩人民の運命を決した国会に對して、自己の全人格をかけて死を賭して無念な気持をたたくことだ。それを無謀な行為として冷淡に葬ることが、沖繩人民の強いられた苦しみと解放を願う気持の激しさを示すものだが、それ、沖繩から引き離され差別と偏見にとり囲まれ、苛酷な労働を強いられて日本社会で生きることが沖繩青年にとつてどれほど困難なことであるかを知るものだが、行為をそのものによって日本社会への同化を荒々しく拒絶せよとした彼のうめき

をうめきながら、沖繩人民の必死の抵抗を無惨に圧殺し強行上陸した日本帝国主義軍隊(自衛隊)の司令官緒方正郎は、(かつての侵略の地)「満州(中国の東北地方)の嚴冬の地に立つたときをまさかと思ひ起す」と、沖繩派兵が日本帝国主義による

沖繩処分裁判糾弾を沖繩一日本本土全人民の課題とし、沖繩闘争の展開を切り拓く

「沖繩振興開発の起爆剤」というた「国家的大事業」海洋博を中心とした帝国主義的展開の南方の拠点として沖繩を打ち固めるための経済的基盤の形成は、農民の土地を奪り奪い残された農耕地をも疲弊させ、公害によって漁場を破壊して、農民を耕地から、漁民を漁場から一掃せんとしている。

同時に日本の大資本は沖繩の流通部門を掌握し沖繩の資本を自らの系下にたたきこんで中小零細企業に激動的打撃をあてた倒産を追いこんでいる。

こうした事態の中で土地を奪われ職を奪われた多くの沖繩人民が流民化を強いられ、日本資本の「人買い」によって日本「本土」の工場へ、低賃金労働者として劣悪な労働条件で出稼ぎへと追はたされていく。

明後日進行して成立した天皇制沖繩差別をその手段として利用し、沖繩を辺野敷労働者の供給源として日本資本主義の発達のためにといた差別と収奪の歴史が沖繩返還によって拡大再生産され、沖繩人民の新たな「フナツ地獄」が生みだされようとしている。

琉大国立移管に伴う海洋学、南北総合科学研究所の新設、理工系の再編強化は、明らかに日本資本主義の南方への進出の足がかりとして沖繩の帝国主義的社会再編を進めようとするものである。沖大戻校私大

この八基地、沖繩Vのもとで、配、沖繩人民に対する同化攻撃に對しては、沖繩人民が、くまで闘いを続け、つづけるべきである。沖繩人民の憤りを示すものは、沖繩人民の意志を平然と無視し、去って沖繩人民の運命を決した国会に對して、自己の全人格をかけて死を賭して無念な気持をたたくことだ。それを無謀な行為として冷淡に葬ることが、沖繩人民の強いられた苦しみと解放を願う気持の激しさを示すものだが、それ、沖繩から引き離され差別と偏見にとり囲まれ、苛酷な労働を強いられて日本社会で生きることが沖繩青年にとつてどれほど困難なことであるかを知るものだが、行為をそのものによって日本社会への同化を荒々しく拒絶せよとした彼のうめき

をうめきながら、沖繩人民の必死の抵抗を無惨に圧殺し強行上陸した日本帝国主義軍隊(自衛隊)の司令官緒方正郎は、(かつての侵略の地)「満州(中国の東北地方)の嚴冬の地に立つたときをまさかと思ひ起す」と、沖繩派兵が日本帝国主義による

五月二〇日、黒いヘルメットをかぶり黒塗りのオートバイに乗った沖繩青年上原安隆君は、猛烈なスピードで国会正門鉄格子に激突して死んだ。ブレーキも踏まず、ハンドルも切らないで、まっしぐらに国会へ突進し、突撃した。

沖繩青年の胸をえぐるこの凄絶な死は何を訴えているのだろうか。彼は自分の行為を、支配者の言葉、征服者の言語では決して表現しようとはしなかった。だが、だからこそ、みせかけの同情による安易な意味づけをかくさず、彼に對する彼の行為と死ほど、沖繩の新たな隷屬化によって踏みつけられ押ししげれんとしている沖繩人民の憤りを示すもの、激しさを示すものは、沖繩人民の意志を平然と無視し、去って沖繩人民の運命を決した国会に對して、自己の全人格をかけて死を賭して無念な気持をたたくことだ。それを無謀な行為として冷淡に葬ることが、沖繩人民の強いられた苦しみと解放を願う気持の激しさを示すものだが、それ、沖繩から引き離され差別と偏見にとり囲まれ、苛酷な労働を強いられて日本社会で生きることが沖繩青年にとつてどれほど困難なことであるかを知るものだが、行為をそのものによって日本社会への同化を荒々しく拒絶せよとした彼のうめきをうめきながら、沖繩人民の必死の抵抗を無惨に圧殺し強行上陸した日本帝国主義軍隊(自衛隊)の司令官緒方正郎は、(かつての侵略の地)「満州(中国の東北地方)の嚴冬の地に立つたときをまさかと思ひ起す」と、沖繩派兵が日本帝国主義による

抑圧の歴史の諸相が明るみに出され

沖繩の闘いの背景が明確にならん
と、獄中から高橋久子を書き遺した戦
列に迎えて国会内決起裁判闘争が灼
熱化せんとした時に、日本帝國主義
國家権力の意を体した「帝國の忠実
な司法官」四名は、日本帝國主義
ルンペン、アソシートの沖繩処分を痛撃した
沖繩同国会内決起闘争が裁判闘争を
通じて日本帝國主義の沖繩に対する
差別支配の根幹を揺るがす闘いに発展
する「それ」があることを告知し
闘争の對象・被殺をゆるぐんでがむ
しうらに早期結案の道をひた走ら
んとし、容赦なく一切の証人申請を
却下し、極端な訴訟指揮をふるってき
たのだ。

高圧的訴訟指揮に対する弁護人の
弾劾さへ一蹴し論告求刑を強行せ
んとした四名に対して、国会内決起
戦士本村紀夫は「予断と偏見に満ちた
弾圧的訴訟指揮下での屈辱的な裁判
にこれ以上甘んじたくはない」と
「と忌避をたがいつけ、真久田君
から詳しい忌避理由を展開され、沖
繩人裁判官を含む全裁判官を忌避し

決定(全文) 島添久子
真久田正
本村紀夫

右三名に対する建造物侵入・威力
業務妨害・各被告事件につき、右三
名から、東京地方裁判所刑事第一六
部裁判長裁判官、四ヶ谷巖、裁判官
山田勇、裁判官平良木登規男を忌避
する申立があったので、当裁判所は
次のとおり決定する。

本文
理由

本件各申立を却下する。
一、本件各申立の理由は申立人三名
作成の陳明書と題する書面記載の
とおりであるからそれを引用する。
二、しかしながら、本件各申立の理
由とするところは、要するに裁判
長裁判官四ヶ谷巖の訴訟指揮およ
び同裁判長裁判官山田勇、裁判官

たのである。

沖繩処分に対する沖繩人民の共通
の怒りを背景にした上で密室の論告
求刑を敢行したのだ。
働者人民の心をうった沖繩同国会内
決起の意味を歪曲し差別と偏見によ
って侮蔑しつづけて来た沖繩処分裁
判に対してきりぎりすの所から突き出
された裁判官忌避を、地裁は冷酷に
も一片の紙きれをもって却下した。
「訴訟指揮並びに証拠決定はいずれ
も極めて正当かつ相当である」と、
沖繩処分裁判に対する許しがたい居
直りと正当化を行い差別と抑圧の牙
をむきだしたのだである。

第一六回公判一密室で論告求刑
強行ノ 全員に一年の求刑ノ

五月二八日第三戦士の忌避却下に対
する激しい糾弾を問答無用としりぞ
けた四名は、これまでになく高飛車
な姿勢で是非でも沖繩処分裁判を
強行せんと、もはや沖繩人民の闘
いの侮辱に耐えかねることはできない
と自主退廷した三戦士を尻目に検
事に論告求刑を促し、これに一向に
抗議した傍聴全員を法廷からたたき
平良木登規男の証決定の不当はい
うにすぎず、そのことをもって、直
ちに右三裁判官に不公平な裁判をす
るおそれがあるとする事由となしえ
ないことは極めて明白であるのみな
らず、記録を検討すると、所論の訴
訟指揮並びに証拠決定はいずれも極
めて正当かつ相当であつて、右裁判
官三名につき不公平な裁判をするお
それがあると認められないこと、明
白である。

以上のとおりであつて本件各申立
は、その理由がないこと明らかであ
るから、これを却下することとし、
主文のとおり決定する。
昭和四八年四月二四日
東京地方裁判所刑事第一〇部
裁判長裁判官 佐々木史郎
裁判官 上原吉勝
裁判官 渡辺等

だし、廷吏、制服警官一体となつて
地裁からも放逐した上で密室の論告
求刑を敢行したのだ。
検事は沖繩人民の闘いの意味を無視
抹殺し沖繩人民を踏みつける沖繩返
還を正当化し「沖繩同の闘いは日本
國家権力に対するふらちな叛逆だ」と
して全員に懲役一年を求刑した。
薩摩の琉球侵略以降三百年に及
ぶ沖繩への差別支配の歴史を隠蔽す
るこの論告求刑こそ、日本帝國主義
による沖繩の新たな隷屬化に對して
闘う沖繩人民への報復・制裁・ドウ喝
であり「沖繩人は日本の法規に服す
るか、死か、そのいずれかを選ばな
ければならない」という沖繩人民へ
の差別、抑圧、同化、抹殺の攻撃以
外の何もでもない。

記
東京地方裁判所刑事第十六部御中
検察官 岡原一
右の者らに対する頭書被告事件の
論告要旨は左記のとおりである。
昭和四八年五月二八日
東京地方検察庁

一、事実の認定について
略
二、法令の解釈適用について
略
三、情状について
一、国会はわが國の國政を議決する
國權の最高機關であり、神聖な言論
の府である。このやうな国会の、し
かも衆議院の本会議場内においては威
力をもちい議事を妨害したのことは明
かに国会を冒瀆し民主主義の理念を
根柢から否定するものであり到底容
れられない。

二、三〇沖繩処分裁判糾弾ノ結果
粉砕闘争に総力決起せよ！
「沖繩返還」を、沖繩人民を全く
無視し強行した日帝は、さらにそれ
を買徴せんとあらゆる攻撃を、沖繩
にかけている。豊かな新しい「沖繩
界」を作り、沖繩人民に「バラ色の
夢」をばらまき、「返還」の反人民
的・反革命性の内実を覆いかくさん
と必死である。しかし沖繩國體、海
洋博、私大統廃合を決して沖繩人民
の爲めではなく、支配者の爲めのも
つたり、沖繩人を日本人へと同化せ
んとすることであり、沖繩経済總体
を日本ブルジョアが握ることであ
り、忠良なる「沖繩県民」育成の
ためのものである。それにより沖繩
人民の生活が破壊され、反革命軍事
基地は増々強化されていくのだ！

認できない。
しかも被告人らは佐藤首相が所信
表明演説を行なつたその状況を議場内
の議員並びに傍聴人のみならず広く
国民にテレビ等を通じて目にあ
たりにしてきた最中に本議事妨害に
及んだものであり、右演説に強い関
心を集めていた議員や国民に対し、
極めて大きな衝撃を与えた。
このやうな不祥事は、わが國の国
会史上にも類例をみないのであり、
その影響するところは大きく本件が
契機となつて衆議院では傍聴人に対
する制限措置が厳しくなるといふ重
大な事態を招いたのも、その責任は
被告人らにあることを忘れてはなら
ない。

記
東京地方検察庁 岡原一

一、国会はわが國の國政を議決する
國權の最高機關であり、神聖な言論
の府である。このやうな国会の、し
かも衆議院の本会議場内においては威
力をもちい議事を妨害したのことは明
かに国会を冒瀆し民主主義の理念を
根柢から否定するものであり到底容
れられない。
二、三〇沖繩処分裁判糾弾ノ結果
粉砕闘争に総力決起せよ！
「沖繩返還」を、沖繩人民を全く
無視し強行した日帝は、さらにそれ
を買徴せんとあらゆる攻撃を、沖繩
にかけている。豊かな新しい「沖繩
界」を作り、沖繩人民に「バラ色の
夢」をばらまき、「返還」の反人民
的・反革命性の内実を覆いかくさん
と必死である。しかし沖繩國體、海
洋博、私大統廃合を決して沖繩人民
の爲めではなく、支配者の爲めのも
つたり、沖繩人を日本人へと同化せ
んとすることであり、沖繩経済總体
を日本ブルジョアが握ることであ
り、忠良なる「沖繩県民」育成の
ためのものである。それにより沖繩
人民の生活が破壊され、反革命軍事
基地は増々強化されていくのだ！

左右及び中央と三か所に分散して着
席した事案や、佐藤首相の演説開始
後つぎつぎと威力の行使に及んで
な状況等からも明らかになつて周
知の計面に基く犯行である。
そして本件犯行の態様は、被告人
らがつぎつぎと爆竹を爆発させ、横
幕を広げ大声で「沖繩返還協定粉砕」
等と叫び、あるいはアジビラを激く
等手のこんだ多様な犯行を傍聴席の
各所で展開しており犯行は悪質であ
る。
3、さらに被告人らは犯行後なら
改悔もないばかりか、公判審理中も
改めれば裁判長の訴訟指揮を無視し
た法廷闘争をくり返し法廷の秩序を
乱してきたものであり酌量の余地は
全くない。
四、求刑
よつて被告人三名に対し、刑法第
一一〇条前段、第二三四条 及第六
〇条を適用のうえ、
被告人三名を、それぞれ懲役老年
に処するに相当すると考える。以上、

なり、その「論告」が無内容に終始
するの当然なところである。
（公判闘争については、一面を参照）
國家権力・裁判所が、「返還」の
本質にふれることなく、我々の「決
起」を単なる刑事事件とし、有罪判
決を下さんとしていふことを我々ハ
ッッキリと見定め、断固としてそれ
らを阻止し、粉砕し抜くことを決意
し、又多くの労働者、学生諸君が、
第十七回公判に結集し共に闘うこと
を心から訴えます。
国会内決起三戦士